

求人者・求職者のみなさまへ

<取扱職種の範囲等の明示>

事業所名：株式会社PASET
許可番号：27-ユ-305216

取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲

- ・当事業所の取扱職種の範囲は、全職種です。
- ・当事業所の取扱地域は、国内全域です。

求人者の情報及び個人情報の取扱いに関する事項

- ・求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱者は、エージェント事業部の職員です。
- ・求人者情報及び個人情報取扱責任者は、職業紹介責任者です。
- ・求人者の情報は、職業紹介事業に係るものに限ります。
- ・収集した個人情報は、職業紹介で応募を希望する求人先に応募情報を提供する際に使用します。
- ・取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行います。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正します。

苦情の処理に関する事項

- ・苦情処理の責任者は、職業紹介責任者です。
- ・苦情の申し出があった場合は、求人者等関係者及び関係行政機関等と連携を図りつつ、迅速かつ適切に処理します。

手数料に関する事項

【求職者から徴収する手数料】

- ・手数料は一切申し受けません。

【求人者から徴収する手数料】

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	_____ 0 円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後１年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の _____ 50 % (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が１年を超える場合は最大１年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の _____ 50 % 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 ＊上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後１年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の _____ 50 % 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

返戻金制度に関する事項

- ・当事業所は返戻金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合、手数料の全部又は一部を返戻する制度）を設けています。
入社後1か月以内に離職した場合：手数料の50%
入社後3か月以内に離職した場合：手数料の20%